

1 2. 獣疫予防

(1) 犬の飼育・管理及び猫の引き取り

ア 狂犬病予防

狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数は26,027頭、予防注射実施頭数は15,620頭であり、今後とも未登録犬等の飼育者に対する指導徹底が課題である。また、犬の保護、引き取り犬収容業務は、中央、中村小動物管理センターを中心に実施され、保護頭数181頭、引き取り犬頭数7頭、処置頭数9頭であった。また、犬に関する相談件数は862件であった。

＜犬の登録、保護、処置の状況＞

項目	年度	26	27	28	29	30	R元
登録頭数		29,186	28,193	27,767	27,083	26,530	26,027
予防注射頭数		18,964	17,815	17,463	17,018	17,018	15,620
保護頭数		301	259	248	209	177	181
引き取り犬頭数		146	140	23	9	4	7
処置頭数		177	92	66	28	31	9
薬殺回数（薬殺頭数）		0	0	0	0	0	0
相談件数		1,054	1,084	982	1,252	1,259	862

イ 咬傷犬の届出件数等

咬傷事故の防止のため野犬等の保護、引き取り犬の収集と正しい犬の飼い方の指導を行っているところであるが、咬傷件数は10件、告発件数は0件であった。

＜咬傷犬の届出、処置状況＞

年度	項目	内 訳		措置命令件数	内 訳			告発件数
		保健所届出件数	警察署経由件数		咬傷犬	けい留規定違反	所有者遵守事項違反	
26	16	16	0	1	0	1	0	0
27	12	10	2	0	0	0	0	0
28	11	10	1	0	0	0	0	0
29	10	10	0	0	0	0	0	0
30	8	8	0	0	0	0	0	0
R元	10	10	0	0	0	0	0	0

ウ 引き取り猫の返還・譲渡・処置頭数

平成26年度に中央・中村小動物管理センターに猫の飼養施設を設置し譲渡を開始した。

年度	返還頭数	譲渡頭数	処分頭数
27	2	160	1,191
28	0	43	509
29	0	18	460
30	0	53	381
R元	0	85	360

エ 引き取り犬、引き取り猫頭数（有料）

年度	子犬	親犬	子猫	親猫	備考
27	47	93	235	48	
28	0	23	39	15	
29	0	9	3	2	
30	0	4	0	0	
R元	0	7	0	0	

(2) 食肉衛生

ア と畜検査頭数

と畜検査頭数は100,276頭であり、うち豚が99,437頭(前年度比100.3%)、牛が839頭(同比93.2%)となっている。

<畜種別と畜検査頭数>

畜種別	年度	H27	H28	H29	H30	R元
牛		1,047	918	909	900	839
子牛	牛	0	0	0	0	0
馬		0	3	0	0	0
豚		97,650	94,018	92,295	99,145	99,437
めん羊・山羊		0	0	0	0	0
合計		98,697	94,939	93,204	100,045	100,276

イ と畜場別検査頭数

四万十市営食肉センターで100,276頭の検査を実施した。

令和元年度

と畜場名	畜種	牛	とく(子牛)	馬	豚	めん羊・山羊	合計
四万十市営食肉センター		839	0	0	99,437	0	100,276

ウ と畜検査における疾病別全部廃棄状況

全部廃棄処分は豚110頭であり、廃棄原因疾病名は、豚丹毒17頭、膿毒症2頭、敗血症70頭等である。また、牛はと殺禁止処分が0頭、全部廃棄処分は0頭である。

エ 切迫と殺件数

食肉衛生検査所の衛生指導により平成3年以降は0件である。

(ア) 年度別切迫と殺件数

畜種別	年度	H27	H28	H29	H30	R元
牛						
馬						
豚						
めん羊・山羊						
合計		0	0	0	0	0

(イ) 年度別切迫と殺件数(原因別)

種類	年度	H27	H28	H29	H30	R元
不慮の災害により負傷						
不慮の災害により救うことのできない状態						
難産						
産じょく麻痺						
急性鼓張症						
合計		0	0	0	0	0

(3) 食鳥検査

ア 許可施設数

食鳥検査制度が平成4年4月1日より施行となり、令和1年度末現在で、年度中の処理羽数が30万羽以下の認定小規模処理場は14施設が許可を受けている。

令和元年度

食鳥処理事業 許可施設数	高知県食肉衛生検査所					合計
	安芸	中央東	中央西	須崎	幡多	
法定						0
認定	3	4	3	1	3	14
合計	3	4	3	1	3	14

イ 認定小規模食鳥処理場の処理状況

14施設における処理羽数は、ブロイラー、成鶏等で90,897羽であった。

令和元年度

食鳥処理した羽数	基準に適合した羽数	基準に適合しなかった羽数	内訳	
			全部廃棄	一部廃棄
90,897	89,010	1,787	1,576	211

(4) 化製場等関係施設数

県内の魚介類、鳥類の処理施設は6施設である。指定地域内で一定数以上の動物を飼育する場合は許可が必要であるが、その許可施設数は1である。

<化製場等施設及び動物の飼養施設の状況>

令和元年度末

保健所名	死亡獣畜 取扱場	化製場	魚介類・ 鳥類の処理・貯蔵 施設 (第8条)	動物の飼養又は収容						
				牛	馬	豚	鶏	山羊	犬	計
安芸										
中央東										
中央西										
須崎										
幡多			6	1						1
合計	0	0	6	1	0	0	0	0	0	1